

米子市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）概要について

1 条例制定の目的

令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の有する個人情報の保護に関する法律を1つの法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、令和5年4月1日から、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化されることになりました。

これにより、当市においても改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）の適用を受けることとなるため、施行のため必要な事項を条例で規定する必要があります。

2 条例制定の方向性

現行の米子市個人情報保護条例については、法の施行後は、本市における個人情報の取扱いについては基本的には国の共通ルールにより規律されることになることから、既存の規定の大部分は削除されることとなるため、現行の条例を廃止し、新たに条例を制定することとします。

法の趣旨・目的に照らし、法により条例で規定しなければならない事項と引き続き条例で定めることが可能な事項について条例を整備します。

3 主な制定内容

	主な内容
趣 旨	この条例は法の施行に関し必要な事項を定めます。
個人情報取扱事務の届出等	実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち、法の規定により個人情報ファイル簿の作成が義務付けられていないものについて帳簿を作成するため、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするとき等は、所定の事項を市長に届け出ることとします。
開示請求に係る手数料等	開示に係る手数料は、無料とします。また、写しの交付をする場合における写しの作成の方法や送付に要する費用も規定します。
審査会への諮問	専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要な場合に諮問することができるよう規定します。
施行状況の公表	条例の施行状況等の公表について規定します。

4 条例の施行

米子市議会への条例の提案を行い、令和5年4月1日から施行予定です。

5 参考資料

- (1) 個人情報保護法改正の概要（国（個人情報保護委員会）作成資料）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行後）
- (3) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- (4) 米子市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）
- (5) 米子市個人情報保護条例（現行条例）